

## 総務生活委員会会議録

1 日 時 令和6年3月11日(月曜日)  
開会 午前 9時57分  
閉会 午後 3時40分

2 場 所 第1委員会室

3 出席又は欠席した委員の氏名

(出席)	委員長	山田雅徳	副委員長	岡崎亨一
	委員	森安健一	委員	三宅啓介
	〃	高谷幸男	〃	津神謙太郎
	〃	山口久子	〃	剣持堅吾
(欠席)	なし			
(その他出席者)	なし			

4 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

議会事務局長	西村佳子	同次長	宇野裕
同主任	東宗利		

5 説明のため出席した者の職氏名

副市長	中島邦夫	政策監	難波敏文
秘書室長	丸野裕子	危機管理室長	丸山幸司
総合政策部長	梅田政徳	政策調整課長	岡本紀子
市政情報課長	難波幸次	人口増推進室長	目黒由基
総務部長	内田和弘	総務課長	小川修
財政課長	横田優子	財政課主幹	岡真里
財産管理課長	小野達史	財産管理課主幹	林琢也
契約検査課長	鹿野雅弘	税務課長	柚木均
税務課主幹	高谷正樹	市民生活部長	新谷秀樹
人権・まちづくり課長	渡邊康広	交通政策課長	小原靖子
交通政策課主幹	林輝昭	市民課長	前田英子
市民課長	前田英子	会計課長	弓取克哉
選挙管理委員会事務局長	河原	隆	
監査事務局長	矢吹慎一	消防長	中山利典
消防総務課長	西川貴	予防課長	廣惠敏孝
予防課主幹	鷺見寿幸	警防課長	池上泰史

6 付議事件及びその結果  
別紙のとおり

7 議事経過の概要  
別紙のとおり

8 その他必要な事項  
別紙のとおり

# 総務生活委員会審査報告書

令和6年3月11日

総社市議会議長 村木 理英 様

総務生活委員会  
委員長 山田 雅徳

本委員会に付託された案件について審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第110条及び第145条の規定により報告する。

## 記

### 付議事件及びその結果

議案番号	名 称	結 果
議案第4号	総社市お試し住宅条例の一部改正について	原案を可決すべきである
議案第5号	モーターボート競走の施行について	原案を可決すべきである
議案第6号	総社市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	原案を可決すべきである
議案第7号	総社市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について	原案を可決すべきである
議案第8号	工事請負契約締結の変更について	原案を可決すべきである
議案第9号	総社市手数料条例の一部改正について	原案を可決すべきである
議案第24号	令和5年度総社市一般会計補正予算（第11号）のうち、本委員会の所管に属する部分	原案を可決すべきである
同意第1号	教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについて	同意すべきである
同意第2号	教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについて	同意すべきである

意見第1号	人権擁護委員の候補者の推薦に関する意見を求めることについて	推薦に同意すべきである
意見第2号	人権擁護委員の候補者の推薦に関する意見を求めることについて	推薦に同意すべきである
陳情第1号	<p>近隣住民の騒音問題から、5,500万円かかる工法に設計変更の議決をした議会は、SDGsの環境を守る立場から、また、近隣住民、市民全てに公平公正を尊重する立場からも、生活住宅地には望ましくない、問題点も多く抱えている展望台の計画は、中止することを求めます。</p>	不採択とすべきである
	<p>(理由)</p> <p>展望台の中止という一番の趣旨の部分が前回から変わっておらず、その部分に対する今までの意見は何度も述べたとおり、議会として議決をした内容であること、また、住民の合意形成が得られてないといったことも前回も書かれていたが、パブリックコメントや、ワークショップで市民の意見は聞いているため。</p>	
陳情第3号	再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書提出に関する陳情について	採択とすべきである

開会 午前9時57分

○委員長（山田雅徳君） ただいまから総務生活委員会を開会いたします。

本日の出席は8名全員であります。

これより、さきの本会議において付託されました案件の審査を行います。

まず、陳情第1号近隣住民の騒音問題から5,500万円係る工法に設計変更の議決をした議会は、SDGsの環境を守る立場から、また、近隣住民、市民全てに公平公正を尊重する立場からも、生活住宅地には望ましくない、問題点を多く抱えている展望台の計画は、中止することを求めますの審査に入ります。

本件について、当局から御意見等があれば御発言願います。

○委員長（山田雅徳君） 財産管理課長。

○財産管理課長（小野達史君） 特にございません。

○委員長（山田雅徳君） 本件について、御意見等があれば御発言を願います。

御意見はありませんか。

三宅委員。

○委員（三宅啓介君） 陳情者の方にはですね、また今回もお疲れさまでございます。こういう陳情を出されましたということに関しましては、これも読ませていただいて、その思いは分かりました。

ただ、私、これは前回はそうなんですけど、今回も不採択ということで意見を述べさせていただくんですが、この中身がですね、展望台の中止という一番の趣旨の部分が変わっていないということで、ここに対する今までの反対の意見というものは何度も述べさせていただきました。議会として一度議決をさせていただいたということがありますけれども、それとは別にですね、ここ以外にもですね、住民の合意形成が得られていないと、説明がなかったというところも、前回もこれを書かれていたんですけども、当局のほうもですね、パブリックコメントであるとかワークショップで市民の意見を聞いているというふうに理解しておりますので、この陳情の中身自体をですね、採択するということではできないというふうに考えておりますので、今回もですね、不採択ということで意見を述べさせていただきました。

以上です。

○委員長（山田雅徳君） 他に御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） なしということであります。

今、不採択という意見が1件出ております。

不採択以外の意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） 分かりました。

それでは、これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山田雅徳君) これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は不採択とすべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山田雅徳君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は不採択とすべきであると決定いたしました。

なお、本件の議決結果に理由を付さなければならないことになっておりますが、この内容につきましてには委員長に御一任願いますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山田雅徳君) 御異議なしと認めます。

よって、委員長に一任と決定いたしました。

この際、しばらく休憩をいたします。

休憩 午前10時2分

再開 午前10時2分

○委員長(山田雅徳君) それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、陳情第3号再審法(刑事訴訟法の再審規定)の改正を求める意見書提出に関する陳情についての審査に入ります。

本件について、当局から説明があれば説明願います。

○委員長(山田雅徳君) 総務課長。

○総務課長(小川 修君) 特段ございません。

○委員長(山田雅徳君) 本件について、御意見等があれば御発言を願いますが、まず、しばらく休憩をいたします。

休憩 午前10時3分

再開 午前10時17分

○委員長(山田雅徳君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

御意見はありませんか。

高谷委員。

○委員(高谷幸男君) 県下15市ある中で、今のところ10市しか出てないということが一つ、それから、岡山市、倉敷市など大きなところが出てないから多くの意見が反映されていないのではないかということから、もう少し状況を見ながらということで継続審議にしたらどうか、こういうふう

なことを思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（山田雅徳君） 他に御意見はありませんか。

副委員長。

○委員（岡崎亨一君） 私は、採択という立場で意見を述べさせていただきます。

今、この再審法につきましては、平成28年に刑事訴訟法等の一部を改正する法律で様々定められておきまして、そしてその後にも法務省において、法務省、裁判所、日本弁護士連合会、検察庁の4者でこの制度の在り方に対する議論を進めておられるようであります。しかし、その議論の中身がなかなか、秘匿なものが多いだろうという想像でありますけれども、提示をされてない、公開されていないとのことで、再審法を求められる方々においてもですね、非常にじくじたるものがあるのではないかなと思いますので、しっかりとこの辺は地方議会の一議会、総社市議会の総務生活委員会として後押しするべきではないかと、あくまでも意見書の提出を求める陳情でありますので、最終的にはそれで国を動かす力になればいいかなと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） 他に御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） では、まず、これから継続審査という意見もありましたので、継続審査とするかどうかの……。

（「休憩」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時19分

○委員長（山田雅徳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） ないですね。

これをもって、討論を終結いたします。

それでは、これより、本件を採決いたします。

まず、継続審査を諮ります。

本件は継続審査とすべきという方は、起立採決ですね、本件、継続審査とすべきであるという方は御起立をお願いいたします。

〔起立少数〕

○委員長（山田雅徳君） ありがとうございます。

起立少数であります。

本件を継続審査とすべきであることは否決をされました。

では続きまして、本件は採択すべきであるという方は起立をお願いいたします。

[起立多数]

○委員長（山田雅徳君） ありがとうございます。

起立多数であります。

よって、本件は採択すべきであると決することになりました。

なお、本件に関する議案を委員会で提出することとし、その作成につきましては委員長に御一任願えますでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定をいたしました。

この際、しばらく休憩をいたします。

休憩 午前10時22分

再開 午後2時25分

○委員長（山田雅徳君） 休憩前に引き続き総務生活委員会を再開いたします。

まず、議案第4号総社市お試し住宅条例の一部改正についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

人口増推進室長。

○人口増推進室長（目黒由基君） 議案第4号総社市お試し住宅条例の一部改正について御説明申し上げます。

お試し住宅は、総社市に短期間お試しで暮らしてみること、総社の立地あるいは雰囲気を感じてもらうことができ、また仕事や住まい探しの拠点として活動していただいている施設であります。市外に住所を有する方で総社市へ移住を希望されている方が御利用できる施設になっておいて、このたびの一部改正は、昨今の光熱費価格高騰などに鑑み、お試し住宅の利用料を変更しようとするものであり、関係条文の整備を行おうとするものでございます。

それでは、1枚お開きをいただきまして、条例の改正内容について御説明を申し上げますので、改正前後表を御覧ください。

第6条利用料に関する条文につきまして、改正前の下線部分2,000円を改正後の下線分の3,000円に改めようとするものでございます。なお、附則といたしましては、この条例は令和6年4月1日から施行することにしております。

また、経過措置といたしまして、改正後の規定は令和6年4月1日以後に利用の許可を受けた者の利用料について適用し、同日前に利用の許可を受けた者の利用料についてはなお従前の例によることとしております。説明は以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

森安委員。

○委員（森安健一君） 教えてください。

この2,000円から3,000円というのは物価高騰によるものでよろしいんですかね。

○委員長（山田雅徳君） 人口増推進室長。

○人口増推進室長（目黒由基君） 今回、利用料の引上げにつきまして、物価高騰もございます。それから、施設の維持管理の推移であるとか、それから住宅、今回スマートロックとかいろいろやらせていただいて、そのあたりの費用もございまして、それから、今比較的新しい物件ではございすけれども耐用年数自体は過ぎておまして、そのあたりの今後の設備修繕などもいろいろ、財源確保もありますし、様々考えて1,000円アップぐらいなら今のお試し住宅のクオリティーなら適切であろうということで1,000円アップをさせていただきます。

以上です。

○委員長（山田雅徳君） よろしいですか。

他に質疑は。

高谷委員。

○委員（高谷幸男君） 今現在は2,000円ということですが、年間、あるいは1泊、あるいは2泊される方もいらっしゃるかも分かりませんが、年間の収入予定は昨年度あるいは今年度はどれくらいでしょうか。そして、最終的には維持管理費が六、七十万円、七、八十万円とかかっとなじやないかと思うんですが、そのあたりはどうでしょうか、金額的なものを教えてください。

○委員長（山田雅徳君） 人口増推進室長。

○人口増推進室長（目黒由基君） お試し住宅、人気もございまして、今年の7月までは既に予約が入っている、初旬の辺ですけれどもということでございまして、利用料金も上方修正というんですか、少しプラスで見込んでおります。

維持管理費といいますか、歳出のほうでございすけれども、光熱水費、それから修繕料は、大きな修繕はございせんけれども、今後修繕が考えられるエアコンなんか古くなってきておるといところもございすし、そういうところに対応するために今回上げさせていただきたいと考えております。

以上です。

○委員長（山田雅徳君） 高谷委員。

○委員（高谷幸男君） 年間の収入予定あるいは歳出の予算、総額どれくらいでしょうか、金額を教えてください。

○委員長（山田雅徳君） 人口増推進室長。

○人口増推進室長（目黒由基君） 歳入は72万円でございます。歳出は、維持管理経費的なものが58万5,000円、それから今回住宅スペックが向上する経費が16万2,000円程度、計、支出といたしま



しては84万7,000円ぐらいでございます。

以上です。

○委員長（山田雅徳君） ほかに。

総合政策部長。

○総合政策部長（梅田政徳君） 少しだけ補足をさせていただきます。実際の使用の状況ということで実績をお伝えさせていただきます。

令和4年度につきましてはですね、宿泊日数が計124日ということで、実際には24万8,000円が使用料として入ってきております。令和5年度につきましては、これ3月途中とほぼ年度終わりに近いですが、宿泊日数が151日で使用料、今、30万2,000円というのが歳入として入ってきているという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） 他に質疑ありませんか。

三宅委員。

○委員（三宅啓介君） この条例の経過措置の最後のところに関わるんでお尋ねするんですけど、これまず状況を教えてもらいたいですけど、予約を取るときの電話で入ってくる予約とウェブで入ってくる予約の大体の状況が分かれば教えていただきたいんですけど。

○委員長（山田雅徳君） 人口増推進室長。

○人口増推進室長（目黒由基君） 電話とネットの予約についてのお尋ねですが、大体半々でございます。

以上です。

○委員長（山田雅徳君） 三宅委員。

○委員（三宅啓介君） それで、これ、今ホームページを見ていると、チップーがユーチューブで2,000円で安いですよって書いてあったりするので、この辺は恐らく事前に告知をするようになるんだろうとは思いますが。

それともう一つ、ウェブで予約するときに仮予約というふうに書いてあるんですよね。これ、仮予約というのは、ちょうど4月1日になる、ちょうど変わるあたりの対応というのはどういうふうに考えているんですか、もしこれがこのとおりになれば。

○委員長（山田雅徳君） 人口増推進室長。

○人口増推進室長（目黒由基君） 現状でございますけれども、仮予約をネットですべていただいて、鍵の受渡しについて現場のほうでやらせていただいておりますけれども、申請と料金収納と本申請を受ける時期が同様な時期で今までは受け付けていたということなんですけれども、条例の第4条第1項であらかじめ許可をするということになっておりますから、少しその辺の運用も変えて、今度システムが変わりますと、本申請もできるようにさせていただきます。4月、例えば3月30日に予約が入ったということになると、そこで本申請もしてもらって、我々で審査をして、不具合がな

ければその日に許可を下ろすという格好で、この辺、入力フォーム画面でも周知しながら不具合がないようにやってまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（山田雅徳君） 三宅委員。

○委員（三宅啓介君） これ、この議案が通るといふところが関わってくるんですが、それが年度内にできるというふうな予定であるというふうを考えればいいですか。

○委員長（山田雅徳君） 人口増推進室長。

○人口増推進室長（目黒由基君） 年度内に申請があった場合は対応してまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（山田雅徳君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） では、これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第5号モーターボート競走の施行についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（小川 修君） 議案第5号モーターボート競走の施行について御説明申し上げます。

モーターボート競走の施行につきましては、社会福祉の増進、教育文化の発展、体育の進行等、住民福祉の向上のための諸施策に必要な財源を確保するために施行しており、引き続きモーターボート競走事業を施行しようとするものでございます。

このモーターボート競走の施行に当たりましては、モーターボート競走法第2条第1項の規定によりまして、市議会の議決を得ることになっております。総務大臣の指定する期限に合わせまして2年ごとに御提案をし御議決をいただいておりますが、今回の議案につきましては、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの施行についてでございます。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山田雅徳君) これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山田雅徳君) これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山田雅徳君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第6号総社市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(小川 修君) 議案第6号総社市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

この条例の一部改正につきましては、会計年度任用職員に対しまして勤勉手当を支給するに当たり、関係条文の整備を行おうとするものでございます。

条例の概要について御説明をいたしますので、1枚お開き願います。

第2条につきましては、会計年度任用職員の給与に勤勉手当を加えるものでございます。

1枚お開きいただきまして、第14条の2、第24条の2でございますが、フルタイム及びパートタイム会計年度任用職員の勤勉手当につきまして、総社市職員給与条例の規定を準用する旨を規定するものでございます。附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行することといたしております。

以上でございます。

○委員長(山田雅徳君) これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

三宅委員。

○委員(三宅啓介君) 先ほどの予算に関わってくるので、もう確認だけさせていただきたいなと思うんですが、今回のこの会計年度任用職員の勤勉手当が増える、この対象者がまず何人いるかというところと、その増額分の予算が幾らかというところと、その財源の確認をさせていただきたいと思います。

○委員長（山田雅徳君） 総務課長。

○総務課長（小川 修君） 会計年度任用職員の全体ということになりますと全体が幾らかというところまでは総務課のほうでは把握しておいておりませんが、総務課で対象としておりますのが、事務補助職員で、特に育児休業代理であったりとかというところが主になりますけれども、そういった職員を総務課のほうで取り扱っているというようなところでございます。その中での勤勉手当というところを今回計上しておりますけれども、率でいいますと、令和5年度までは期末手当の2.6月のみというところではございましたが、期末、勤勉と合わせまして4.5月というふうに改定をしようとするものでございます。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） 三宅委員。

○委員（三宅啓介君） 何人の会計年度任用職員がいるかというのは分からないというふうな理解でいいんですかね。そこまでは分からない。

○委員長（山田雅徳君） 総務課長。

○総務課長（小川 修君） 三宅委員の御質問でございますけれども、会計年度任用職員といえますのは、後ほど答弁いたします。

○委員長（山田雅徳君） では、後ほど。

他にこの関連するもので質疑がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） なければ、一旦休憩をいたします。

この際、しばらく休憩いたします。

休憩 午後2時41分

再開 午後2時49分

○委員長（山田雅徳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁お願いいたします。

財政課長。

○財政課長（横田優子君） 市長部局と教育委員会のほうと合算しまして、さらに1日の方もいれば短時間の方も全部含めた人数が大体660人でございます。その方に対する勤勉手当の額が約2億4,000万円でございます。

以上でございます。

（「財源、財源は」と呼ぶ者あり）

○財政課長（横田優子君）（続） 財源は一般財源でございます。

（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第7号総社市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（小川 修君） 議案第7号総社市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について御説明を申し上げます。

この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の規定に基づき、任期付職員制度を導入するに当たり必要な事項を定めようとするものでございます。

条例の内容について御説明をいたしますので、1枚お開き願います。

第1条は本条例の趣旨を定めているもので、第2条から第4条までは、法律第3条から第5条までにおきまして条例で定めることにより採用することができることとされている従事させる業務、勤務時間に応じた任期付職員の採用についてそれぞれ規定しているものでございます。

1枚お開きいただきまして、第5条は3年を超えない範囲で定める任期を5年とすることができる任期の特例について、第6条は任期を更新する場合の職員の同意について、第7条及び第8条は第2条第1項の規定により採用する職員の給与の特例等について定めております。第9条では、条例の施行に関し必要な事項は規則で定める旨を規定しております。

次に、附則でございます。

第1項では、この条例を令和6年4月1日から施行することといたしております。

第2項から第5項までにつきましては、本条例の制定に伴い、関係条例について所要の改正を行うものでございます。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

高谷委員。

○委員（高谷幸男君） 説明いただきましたが、新しいことで質疑でも2人の方がお尋ねされております。その中でそれぞれお尋ねの中について御答弁があったわけですけれども、改めてお尋ねしたいと思うんですが、どのような職でお願いしようとしておるのか、またもう既にその職についてはこういう候補者がいるんだというような話になっておるかどうか、そのあたりをまずお尋ねしたいと思います。

○委員長（山田雅徳君） 総務課長。

○総務課長（小川 修君） 高谷議員からの御質問でございますが、ただいま想定をしているという、もう今決まっているという表現がいいのかもしれないですけども、という職員については今のところはございません。

その中でですね、先ほど説明させていただきました、法律のほうで、第3条から第5条までで、この条例でいうところの第2条から第4条でございますけれども、こういった職員を条例で規定することにより採用することができる旨規定されております。基本的にはその文言をこの第2条から第4条までで規定をしているというようなところでございまして、これをもって、任期付職員を採用するという土俵に乗れるというところでございますので、これが御議決いただけましたならば、こちらをもって採用の職種等が必要になりましたらその都度採用を進めていくというふうなことを考えております。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） 高谷委員。

○委員（高谷幸男君） そうしたら、今のところ具体的に、例えば研究員であるとか医者であるとか弁護士であるとか、そういうふうな確定した職種というのはないわけでしょうか。

○委員長（山田雅徳君） 総務課長。

○総務課長（小川 修君） 高谷委員の御質問にございます、第2条第1項というところの職員のことになるかと思えますけれども、第2条第1項相当というのは、たちまち想定する職というのにはございません。主には、第2条第2項であったり、第3条、第4条のあたりで、第2条第2項でありましたら、特に例えば専門職の方で3年ないし5年というような任期を定めるような職員であったり、同じく第3条で業務が一時的に増えるような想定があればそこに対応した職員を任期を定めて採用することができるというような場合であったり、また第4条であれば、その職員が短時間というような形で採用できるというようなところを柔軟に対応していけるというようなことで規定させていただいております。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） 高谷委員。

○委員（高谷幸男君） これは条例を見れば大体分かるんですけども、具体的に新年度からこの仕事について、この職をとという考えが具体的にはないわけですか、どうですか。

○委員長（山田雅徳君） 総務課長。

○総務課長（小川 修君） 高谷委員の御質問なのですが、例えばですね、総務生活委員会でも御議論をいただいたところがございますけれども、特に専門的な職、土木技術職等が特にですけれども、そういったあたりの採用というのが非常に困難な状況、これはもう全国的にということもございますけれども、そういった中の専門職の採用の選択肢としても活用ができるという部分もございまして、短時間の勤務の職員という意味でいいましたら、今でいうと育児休業の代替職員というのを事務の補助というような形で会計年度任用職員を採用しておりますけれども、これを任期を定めて職員として短時間で採用するというような形で職員に代替というところをしていただくということも想定できるところでございます。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） 高谷委員。

○委員（高谷幸男君） これからの課題であるかも分かりませんが、そうしたらこの給料月額というのはどちらから引っぱり出してこの額にしようという考え方でしょうか。

○委員長（山田雅徳君） 総務課長。

○総務課長（小川 修君） 条例で規定しております給与表につきましては、第2条第1項の高度な専門的な知識、経験を有するというようなところから来ています職員に対する給与表というところを適用しております、それ以外、第2条第2項、第3条、第4条というようなあたりで採用する職員については、私たちと同様の一般的な給与表の適応ということになってまいります。

その上で、第2条第1項の給与表については、国のほうで定めております給与表の額と同額を適用させてもらっておりますけれども、特に専門性が高い職員というのは、国が採用しても市が採用しても同等というようなところの考えもございまして、同額で給与表のほうの適用をさせてもらおうと思っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） 高谷委員。

○委員（高谷幸男君） まあいろいろ検討に検討を重ねてこれだけの条例ができ、この給与月額も決まり、いろんな結果、この条例ができて提案されておるのではないかと、このように思いますが、しかも3年を5年にするとかということになるわけですけども、例えば3年で一旦は切るんだというような考え方はなかったのでしょうか。

○委員長（山田雅徳君） 総務課長。

○総務課長（小川 修君） 高谷委員からの御質問でございますけれども、第2条第1項、第2項の職員については5年を超えない範囲でということで法律で規定されておりますので、5年を超えない範囲で、なので5年任期にしなきゃいけないということはございませんけれども、5年を超えない範囲で任期を定めることができるものでございます。

第3条と第4条につきましては、法律においては3年ということで3年を超えない範囲で任期を定めることができるというふうな規定でございまして、その中の特例としまして、条例で定

めることによりその3年を超えないを5年を超えない範囲で任期を定めることができるという旨を規定しているところでございます。

例えば、必要となった業務が4年間で完結するような業務にということが必要等なった場合は、その理由を基に4年の任期というものも定められるというところでのこの特例を適用させようとしているものでございます。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） 高谷委員。

○委員（高谷幸男君） 国においても県あるいは市においても、2年の任期、3年の任期、4年の任期、いろいろあるわけです。そういうふうな中で、5年を超えない範囲となればそれはそれでいいわけですが、どこの年数がいいのか、その辺はこれから決められていけばいいと思うんですけども、いろいろな話の中でですね、一旦決めたらもうずっとこれを未来永劫配置するんだと、設置するんだというようなことになって困るということがあるわけです。

これだけの金額になれば、一般の職員を採用するんであれば2人も3人も採用できるというようなことになるわけなんで、全体的な職員数から見てどうかなという感じがいたしますので、十分御検討いただいたの考え方でまとめていただければと思います、どうでしょうか。

○委員長（山田雅徳君） 総務課長。

○総務課長（小川 修君） 高谷委員からの御質問でございますが、御議決いただきましたんですが、そこらあたりは計画的に必要以上の職員を採用しないというようなところも踏まえまして、適正な採用ということには努めてまいろうと思っております。

あと補足で、先ほどの任期の件でございますが、任期3年、特例で5年というところもございませうけれども、採用しようとする職員のその業務の期間とかその業務の内容というようなところをもって、採用をしようとするときにその都度任期を超えない範囲で定めるというような運用になっていきます。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） 高谷委員。

○委員（高谷幸男君） こういうふうな特別な人をお願いし来ていただくわけですからそれなりの人だと思いますけれども、職員組合との話し合いはされたんでしょうか。全くそれは関係なしということでしょうか、どうでしょうか。

○委員長（山田雅徳君） お答えができるならば。

総務部長。

○総務部長（内田和弘君） 特別な職員も採用することができるんですけど、先ほど総務課長が申しましたけど、育児休業の代わりに職員なんかは一般職員の扱いになりますので、給料的には我々と一緒の給料表を使うということになります。そういった面においては、育児休業の者を事務補助の会計年度任用職員じゃなくって、ちゃんと仕事を任される、任期つきでもいいから職員にしてほ



しいというようなことは職員組合からは要望があったところでございます。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） よろしいですか。

他に質疑はありませんか。

○委員長（山田雅徳君） 三宅委員。

○委員（三宅啓介君） すみません、第2条から任命権者とはいう文言が出てくるんですが、この任命権者というのは誰になるんですかね。

○委員長（山田雅徳君） 総務課長。

○総務課長（小川 修君） 市長部局で採用しようとするならば市長ということになってきます。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） 三宅委員。

○委員（三宅啓介君） 第7条第3項のところに任命権者とはいう言葉と市長とはいう言葉が出るんですけど、基本的には市長が任命権者でほぼ対応するという考え方になりますか。分かりました。

○委員長（山田雅徳君） 他に質疑はありませんか。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第8号工事請負契約締結の変更についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

財産管理課長。

○財産管理課長（小野達史君） それでは、議案第8号工事請負契約締結の変更について御説明を申し上げます。

このたび工事請負契約を変更しようとする工事は、令和5年1月12日付で議会の御議決をいただきました、工事請負契約を締結させていただきました総社市新庁舎（庁舎棟・議会棟）建設工事

【建築主体工事】でございます。今回の工事請負契約の変更は、2億6,227万3,000円を増額し、契約金額53億8,556万7,000円を56億4,784万円に変更しようとするものでございます。

変更の内容といたしましては、労務費や資材単価等の急激な変動に対処するため、請負契約書において規定をされているインフレスライドによるものでございます。これは、社会情勢等、予期することのできない特別の事情により工事期間内に日本国内において急激なインフレーションまたはデフレーション等を生じ、請負代金が著しく不相当となったときに工事請負者が契約金額の変更を請求できる措置でございます。

令和6年2月14日付で工事請負変更仮契約を締結いたしましたので、この工事の予定価格が1億5,000万円以上であり、総社市契約条例第2条の規定に該当することから、地方自治法第96条第1項第5号の規定によりまして市議会の議決を得ようとするものでございます。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「休憩して」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） しばらく休憩いたします。

休憩 午後3時5分

再開 午後3時9分

○委員長（山田雅徳君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

他に質疑はありませんか。

三宅委員。

○委員（三宅啓介君） これは確認なんですけど、ほかの工事、機械工事、電気工事等も同様のことが、増額になるようなケースがありますか。

○委員長（山田雅徳君） 財産管理課長。

○財産管理課長（小野達史君） 多分あるというふうに認識はしております。

○委員長（山田雅徳君） 三宅委員。

○委員（三宅啓介君） 同じように建築工事も今後もしかしたらさらに増える可能性もあるというのでしょうか。

○委員長（山田雅徳君） 財産管理課長。

○財産管理課長（小野達史君） 制度上はできないということではありませぬので、増える可能性はあると思います。

○委員長（山田雅徳君） よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山田雅徳君) これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山田雅徳君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第9号総社市手数料条例の一部改正についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

予防課長。

○予防課長(廣恵敏孝君) 議案第9号総社市手数料条例の一部改正について御説明申し上げます。

この条例の改正理由でございますが、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正により手数料の標準額が見直されたことから、消防法及び高圧ガス保安法に基づく手数料の金額を改める必要が生じたため、関係条文の整備を行うものでございます。

改正内容につきましては、1枚お開きいただきまして、改正前後表を御覧ください。

まず、別表第2の第2項につきましては、消防法に基づく浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所等の貯蔵最大数量の区分に応じ、設置許可の申請手数料を増額しようとするものでございます。

続いて、第8項については、高圧ガス保安法に基づく製造の許可において、既に液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく許可を受けた移動式製造設備について、新たに申請手数料額の設定を行おうとするものでございます。

続いて、第12項及び第15項については、所要の整理を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行することとしております。

以上でございます。

○委員長(山田雅徳君) これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山田雅徳君) これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山田雅徳君) これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山田雅徳君) 御異議なしと認めます。

よって、本件を可決すべきであると決定いたしました。

しばらく休憩をいたします。約10分。

休憩 午後3時13分

再開 午後3時22分

○委員長(山田雅徳君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第24号令和5年度総社市一般会計補正予算(第11号)のうち、本委員会の所管に属する部分の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

財産管理課長。

○財産管理課長(小野達史君) それでは、議案第24号令和5年度総社市一般会計補正予算(第11号)につきまして御説明を申し上げます。

今回の補正予算は、年度末が間近となりましたので、歳入歳出予算の執行状況から、各事務事業の見込額及び確定額によって予算の増減措置を行うものなどがございます。

まず、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ16億9,800万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ323億8,590万円とするものがございます。

主な内容につきまして、本委員会の所管に属するものについて、便宜、歳出から御説明を申し上げますので、予算書の18、19ページをお開きください。

まず、第1款議会費、第1項議会費、第1目議会費、第8節旅費347万9,000円の減額は、今年度実施しなかった各常任委員会の行政視察に係る経費を減額するものがございます。

次に、第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、第3節職員手当等3,700万円の増額につきましては、普通退職者の退職手当を計上するものございまして、第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、第8節旅費44万円の減額につきましては、議会委員会の行政視察の中止に伴い、同行職員の旅費を減額するものがございます。

第2款総務費、第1項総務管理費、第6目財産管理費、第14節工事請負費15億7,800万円の減額につきましては、新庁舎建設において中間前金払いを行うための出来高に到達せず、執行が不要となったため減額するものがございます。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、第24節積立金のうち本委員会の所管に属するものは、まず減債基金積立金7,900万円で、普通交付税の追加交付のうち翌年度以降の臨時財政対策債の償還分を積み立てるもの及び復興基金積立金330万円で、平成30年7月豪雨災害復興支援寄附金を積み立てるものがございます。

第2款総務費、第1項総務管理費、第14目自治振興費540万円の減額につきましては、一般財団

法人自治総合センターが実施するコミュニティ助成事業に採択されなかった3件分について減額するものでございます。

次に、第2款総務費、第2項徴税費、第2目賦課徴収費、第7節報償費1,750万円の増額につきましては、ふるさと納税寄附金の増額に伴い、返礼品に係る経費を増額するものでございます。

第2款総務費、第2項徴税費、第2目賦課徴収費、第18節負担金補助及び交付金500万円の増額につきましては、岡山市町村税整理組合へ委託している徴収の実績が増加していることから負担金を増額するものでございます。

次に、第2款総務費、第4項選挙費、第4目市長選挙費844万円の減額及び第10目県議会議員選挙費1,347万4,000円の減額につきましては、事業費の確定に伴う減額でございます。

○委員長（山田雅徳君） 財政課長。

○財政課長（横田優子君） 続きまして、24ページ、25ページをお開きください。

第13款予備費につきましては、予算調整でございます。

続きまして、歳入について、本委員会の所管に属する部分の御説明をいたしますので、12ページ、13ページへお戻りください。

第11款地方交付税、第1項地方交付税1億6,265万1,000円の増額につきましては、令和5年度普通交付税の再算定より追加交付となったものでございます。

第15款国庫支出金、第2項国庫補助金、第2目総務費国庫補助金3億3,483万4,000円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付決定によるものでございます。

14ページ、15ページをお開きください。

第16款県支出金、第3項委託金、第2目総務費委託金1,347万4,000円の減額につきましては、県議会議員選挙費の額確定に伴う減額でございます。

第17款財産収入、第2項財産売払収入、第1目不動産売払収入1億4,065万9,000円及び第2目物品売払収入333万円の増額につきましては、市営天原住宅及び公用車などの売払収入でございます。

第18款寄附金、第1項寄附金、第2目総務費寄附金5,350万円の増額につきましては、ふるさと納税の寄附額実績見込みによるものなどでございます。

第19款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金7億2,100万円の減額は、財源調整。

第19款繰入金、第1項基金繰入金、第11目庁舎等整備事業基金繰入金7,890万円の減額は、新庁舎建設事業費の本年度必要額の確定に伴うものでございます。

第21款諸収入、第5項雑入、第4目雑入は、全て本委員会の所管に属するもので、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成金の額確定による540万円の減額、平成30年7月豪雨災害の復興に対する災害支援金330万円の増額及び予算調整のその他雑入12万7,000円の減額でございま

す。

16ページ、17ページをお開きください。

第22款市債、第1項市債、第19目合併特例債14億9,910万円の減額は、新庁舎建設事業費の今年度必要額の確定に伴うものでございます。

続きまして、第2条繰越明許費の補正につきまして御説明いたしますので、4ページ、5ページへお戻りください。

第2表繰越明許費補正（追加）のうち本委員会の所管に属するものは、まず第2款総務費、第3項戸籍住民基本台帳費の電算システム改修事業で、国の補正予算による住民基本台帳システム改修のため年度内完了が困難なもの及び第9款消防費、第1項消防費のハザードマップ作成事業で岡山県からのデータ提供の時期が令和6年3月末となり年度内完了が困難なもの、以上の2事業であり、繰越明許の措置を取りまして起債の額を翌年度へ繰り越そうとするものでございます。

続きまして、第4条地方債の補正につきまして御説明いたしますので、6ページ、7ページをお開きください。

第4表地方債補正（変更）のうち本委員会の所管に属するものは、一番下の合併特例事業で、先ほど歳入歳出のほうで御説明いたしました新庁舎建設事業費の本年度必要額の確定に伴い、限度額を減額するものでございます。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） これより、質疑に入ります。

この際、私より申し上げます。

予算調書を活用しての質疑は、まず調書のページ数を言っていただき、調書に記載してある款、項、目、事業名を言った後、主要な事務事業の概要の内容を限定してから質疑に入っていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

○委員長（山田雅徳君） 三宅委員。

○委員（三宅啓介君） 入のほうで確認だけさせていただきたいんですけど、平成30年の豪雨災害の支援金というのがあったと思うんですが、あれはどういう入りだったか教えてもらえますか。

○委員長（山田雅徳君） 危機管理室長。

○危機管理室長（丸山幸司君） 災害支援金の増額分ですが、すみません、調べますが、1社、大阪のほうの企業が豪雨災害の支援金ということで寄附をいただきましたので、入の予算をかなり上回りましたので補正をしていただいているところでございます。

○委員長（山田雅徳君） 三宅委員。

○委員（三宅啓介君） 分かりました。

このタイミングでいわゆる指定でくださったということなんですね。平成30年の豪雨災害に対してこのタイミングで大阪のほうの会社がくださったと、これは入なんですけど、これをどういうふ

うに活用していくつもりか、分かれば教えてもらえますか。

○委員長（山田雅徳君） 危機管理室長。

○危機管理室長（丸山幸司君） すみません、企業はサンワ商事株式会社様です。使いみちのほうは、取りあえず復興基金のほうへ積立てをさせていただきまして、まだ今復興事業で一番大きい日羽の防災拠点のほうが進んでいませんので、その財源のほうへ置いておきたいなと思っております。

（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） これをもって、質疑を終結いたします。

これに討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件のうち本委員会の所管に属する部分を採決いたします。

本件のうち本委員会の所管に属する部分については可決すべきであることに決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） 御異議なしと認めます。

よって、本件のうち本委員会の所管に属する部分は可決すべきであると決定されました。

次に、同意第1号及び同意第2号教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについての一括審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

○委員長（山田雅徳君） 総務課長。

○総務課長（小川 修君） 同意第1号及び同意第2号教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについて御説明を申し上げます。

本市の教育委員4名のうち、2名の任期が令和6年5月11日で満了することから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、市議会の同意を得て委員を任命しようとするものでございます。

まず、同意第1号、お一人目でございますが、住所、総社市中原508番地2、瀬尾英子氏、生年月日は昭和48年5月4日、年齢50歳の方で、新たに任命しようとするものでございます。御経歴でございますが、岡山県立短期大学体育課を御卒業後、現在は市内企業でお勤めをされておられます。また、平成28年10月から2期6年にわたり総社市民生委員児童委員、主任児童委員として御活躍されたところでございます。児童、保護者の視点に立った幅広い知識や経験から御意見をいただ

けるものと思います。適任と考えますので、御同意を賜りますようお願いいたします。

次に、同意第2号、お二人目でございますが、住所、総社市久代2433番地、三上啓子氏、生年月日は昭和32年2月20日、年齢67歳の方で、新たに任命しようとするものでございます。御経歴でございますが、武庫川女子大学文学部教育学科を御卒業後、総社市立総社北小学校長、総社市立総社小学校長などを歴任され、令和6年1月から総社市人権擁護委員として御活躍されておられます。長年教育現場に精通され、幅広い知識や経験から御意見をいただけるものと思います。適任と考えますので、御同意を賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） これより、同意第1号及び同意第2号の2件について一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） これをもって、これら2件に対する質疑を終結いたします。

これより、同意第1号及び同意第2号の2件について一括討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） これをもって、これら2件に対する討論を終結いたします。

これより、同意第1号及び同意第2号の2件について一括採決いたします。

これら2件は、同意すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） 御異議なしと認めます。

よって、これら2件は、同意すべきであると決定いたしました。

次に、意見第1号及び意見第2号人権擁護委員の候補者の推薦に関する意見を求めることについての一括審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

人権・まちづくり課長。

○人権・まちづくり課長（渡邊康広君） それでは、意見第1号及び意見第2号の人権擁護委員の候補者の推薦に関する意見を求めることにつきまして御説明を申し上げます。

本市推薦の人権擁護委員のうち、2名の方の任期が令和6年6月30日をもって満了となることから、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、市議会の御意見をお伺いし候補者を推薦しようとするものでございます。

まず、意見第1号に係る候補者につきましては、総社市八代にお住まいの片岡晃様で、この方を引き続き推薦したいと考えております。片岡様におかれましては、令和3年7月から人権擁護委員を1期3年務めていただいております。



続きまして、意見第2号に係る候補者につきましては、総社市西阿曾にお住まいの服部英文様で、この方も引き続き推薦したいと考えております。服部様におかれましては、令和3年7月から人権擁護委員を1期3年務めていただいております。

片岡様、服部様とも人格、識見が高く、相談をはじめ、啓発活動にも積極的に取り組み、地域住民に寄り添って活動されており、人権擁護委員として適任であると考えます。

以上、説明とさせていただきます。

○委員長（山田雅徳君） これより、意見第1号及び意見第2号の2件について、一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） これをもって、これら2件に対する質疑を終結いたします。

これより、意見第1号及び意見第2号の2件について一括討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） これをもって、これら2件に対する討論を終結いたします。

これより、意見第1号及び意見第2号の2件について一括採決いたします。

これら2件は、推薦に同意すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） 御異議なしと認めます。

よって、これらの2件は推薦に同意すべきであると決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

委員会審査報告書の作成並びに委員長報告につきましては、委員長に御一任願えますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） 異議なしと認めます。

よって、一任と決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これをもって、本委員会を閉会いたします。

閉会 午後3時40分

総社市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに押印する。

総務生活委員会委員長 山田 雅徳